藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成２５年２月２７日付け総行政第２９号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づき、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関等からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対して交付する藤井寺市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）について、藤井寺市補助金交付規則（昭和４８年藤井寺市規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

⑴　総務省要綱第１０条の規定により市長が交付決定を受けた事業であること。

⑵　実施に当たり必要な１人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画していること。

（補助事業者）

第３条　補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者で、補助事業を実施する民間事業者等とする。

⑴　市内に事業所を有し、又は設置しようとする者であること。

⑵　市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。

⑶　市税を滞納していないこと。

⑷　暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成２５年藤井寺市条例第２８号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条第３号に規定する暴力団密接関係者をいう。）を役員とする民間事業者等でないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱第１０条の規定による交付決定を受けた日から第１１条の規定による実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事並びに修繕及び購入に係る経費（用地取得費を除く。）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費（補助事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。）

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費から金融機関等の融資額等及び補助事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、融資額等が補助金の額の同額以上２倍未満である場合にあっては３０，０００，０００円、２倍以上３倍未満である場合にあっては４０，０００，０００円、３倍以上４倍未満である場合にあっては５０，０００，０００円、４倍以上ある場合にあっては５５，０００，０００円を上限とする。

２　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（計画協議）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ地域経済循環創造事業補助金計画協議書（様式１号。以下「計画協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

⑴　総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（以下「実施計画書」という。）

⑵　実施計画書における収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料

⑶　工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

⑷　市税に滞納がない証明

⑸　会社等の概要書（業種、従業員、取扱商品、事業内容等）

⑹　その他市長が必要と認める書類

（計画協議の審査）

第７条　市長は前条に規定する計画協議書の提出があったときは、事業内容の適否についての審査し、事業の選定を決定したときは、藤井寺市地域経済循環創造事業選定通知書（様式２号）により、当該協議書を提出した者に通知する

２　市長は、事業内容の適否について必要があると認めるときは、執行機関の附属機関に関する条例（昭和４２年藤井寺市第１９号）第２条の規定により設置される藤井寺市地域経済循環創造事業審査委員会に諮問するものとする。

（補助金の交付申請）

第８条　前条の規定により、事業の選定を受けた者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第３号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（以下「実施計画書」という。）

⑵　実施計画書における収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料

⑶　工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

⑷　市税に滞納がない証明

⑸　登記事項証明書

⑹　会社等の概要書（業種、従業員、取扱商品、事業内容等）

⑺　誓約書（様式第４号）

⑻　チェックリスト（様式第５号）

⑼　その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて

得た金額の合計額の金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。））がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金交付の決定）

第９条　市長は前条第１項の規定による申請を受けた場合において、当該内容を審査し、適当と認めるときは、国に総務省要綱に基づく交付申請を速やかに行うものとする。

２　市長は、国から総務省要綱に基づく交付決定又は不交付決定を受けたときは、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第６号。以下「交付決定（却下）通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第１０条　市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

⑴　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

⑵　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

⑶　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。

⑷　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

⑸　補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

⑹　市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第７号）を提出すること。

（申請の取下げ）

第１１条　補助事業者は、交付決定（却下）通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定（却下）通知書を受け取った日から３０日以内に、交付決定（却下）通知書の写しを添えて藤井寺市地域経済循環創造事業補助金取下書（様式第８号）を市長に提出することができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

（変更等の承認）

第１２条　補助事業者は、交付決定（却下）通知書を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（様式第９号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

⑴　補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の１０パーセント以内の流用増減を除く。

⑵　第８条第２項ただし書の場合において、消費税等仕入控除税額が明らかになったとき。

⑶　資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。

⑷　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業を実施する補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ　目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

⑸　補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
⑹　補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
２　市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付変更承認・不承認決定通知書（様式第１０号）により、補助事業者に通知するものとする。
（実績報告）
第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して２０日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第１１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
⑴　事業報告書
⑵　収支決算書
⑶　契約書、請求書、領収書、納品書等の写し
⑷　写真（補助事業の完了が確認できるように撮影したもの）
⑸　金融機関等からの融資決定通知その他の融資額等を確認できる書類
⑹　第１０条第５号に規定する帳簿の写し
⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）
第１４条　市長は、前条の報告書の提出があったときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第１２号）により、補助事業者に通知するものとする。
２　市長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、交付決定取消通知書（様式第１３号）により補助事業者に通知するものとする。
３　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金返還命令書（様式第１４号。以下「返還命令書」という。）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。
４　前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して１０日以内とする。
（交付の請求）
第１５条　補助事業者は、前条第１項の通知を受けたときは、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金（概算払）交付請求書（様式第１５号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、特に必要があると認めるときは、第９条第３項の交付決定後に概算払いをすることができる。この場合において、補助事業者は、概算払いを必要とする理由を前項の請求書に付して、市長に提出するものとする。
３　市長は、前２項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し）
第１６条　市長は、補助事業者より補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は補助事業

者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

⑵　補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

⑶　補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

⑷　交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第１７条　第８条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１３条第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第１２条第１項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を藤井寺市地域経済循環創造事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第１６号）により速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、既に補助事業者に補助金を交付している場合において、総務省要綱第１７条又は第１８条の規定により国から交付された交付金の全部又は一部に相当する額の返還を命ぜられたときは、補助事業者に対し、返還命令書により交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

３　前項の規定により返還を求めることができる額は、補助金の確定額を上限とする。

４　補助事業者は、第２項の規定により補助金の返還を命ぜられたとき（総務省要綱第１７条第１項第４号の場合を除く。）は、当該返還の命令がなされた日から１０日以内に返還しなければならない。

５　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを返還の期限までに納付しなかったときは、返還の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

６　市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

７　補助事業者は、延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金延滞金免除申請書（様式第１７号）を市長に提出しなければならない。

８　市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金延滞金免除承認通知書（様式第１８号）により、補助事業者に通知するものとする。

（財産の管理）

第１８条　補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第１９号）を備え管理しなければならない。

３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１３条に定める実績報告書に取得財産

等管理明細表（様式第２０号）を添付しなければならない。

（財産処分の制限）

第１９条　補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号。以下「交付規則」という。）第８条に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

２　取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第４号及び第５号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５００，０００円以上のものとし、同令第１４条第１項第２号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第８条の規定によるものとする。

３　補助事業者が、第１項の規定により市長の承認を受ける場合は、あらかじめ藤井寺市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第２１号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者に収入があると認めるときは、返還命令書により、当該収入の全部又は一部を市に返還させることがある。

（収益納付等）

第２０条　補助事業者は、補助金事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して５年以内の間、毎会計年度終了後の３０日以内に、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（様式第２２号）を市長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

３　市長は、総務省要綱第２０条の規定により国から交付された交付金の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜられたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の納付を求めることができる。

４　前項の規定により、納付を命ずることができる額は、補助額を上限とする。

５　第３項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して１０日以内とする。

６　収益納付すべき期間は、補助金事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して５年以内とする。

７　補助事業者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答しなくてはならない。

（勧告・助言等）

第２１条　市長は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

２　市長は、補助事業者に対し、必要があると認めるときは、補助事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（委任）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

藤井寺市長　様

住 所
申請者 法人名・屋号・商号
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
※必ず自書の上、押印してください。

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金計画協議書

年度藤井寺市地域経済循環創造事業を実施したいので、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて計画協議書を提出します。

関係書類

・総務省が定める地域経済循環創造事業実施計画書
・収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
・工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
・市税に未納がない証明
・会社等の概要書（業種、従業員、取扱商品、事業内容）
・その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

藤井寺市長　様

住 所
申請者 法人名・屋号・商号
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
※必ず自書の上、押印してください。

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金計画協議結果通知書

年　月　日付けで計画協議のあった藤井寺市地域経済循環創造事業補助金について、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　協議結果　採択・不採択
（不採択の理由）

２　事業採択の条件

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

藤井寺市長

住 所

申請者 法人名・屋号・商号

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付申請書

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の目的	地域経済循環創造事業補助金に係る事業
補助金交付申請額	円
補助対象事業費	円
補助対象事業の開始（予定）日	年　　月　　日
補助対象事業の完了（予定）日	年　　月　　日
関係書類	・総務省が定める地域経済循環創造事業実施計画書 ・収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料 ・工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料 ・市税に未納がない証明 ・登記事項証明書 ・会社等の概要書（業種、従業員、取扱商品、事業内容など） ・誓約書（様式第４号） ・チェックリスト（様式第５号） ・その他市長が必要と認める書類

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

藤井寺市長　様

住 所
申請者 法人名・屋号・商号
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
※必ず自書の上、押印してください。

誓 約 書

私は、「藤井寺市地域経済循環創造事業補助金」の交付申請を行うに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

誓約事項を確認の上、確認欄にチェックをつけてください。

誓約事項	確認欄
申請要件を全て満たしています。なお、申請内容が取消事由に該当することが判明した場合は、本補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。	□
藤井寺市が納税の状況について、確認することに同意します。	□
藤井寺市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合はこれに応じます。	□
藤井寺市暴力団排除条例第２条第１号の暴力団、同条第２号の暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が事実上参画していません。	□

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

ローカル１０，０００プロジェクト　事業実施チェックリスト

【①補助事業対象事業確認チェック（全てに該当すること）】

☐ 地域の資源を活用する事業であること。

☐ 上記事業にかかる下記の経費を対象とするものであること。

・施設整備費（用地取得費を除く）　・機械装置費　・備品費　・調査研究費（連携大学等が行うもの）

☐ 実施に当たり必要な１人以上の従業員を新たに雇用することを計画していること。

☐ 地域金融機関（※１）からの融資を受けること。

☐ 地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき地域課題の解決に繋がること。

☐ 新規性・モデル性があること。

※１：第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、日本政策金融公庫等

【②補助採択要件チェック（全てに該当すること）】

☐ 地域金融機関からの融資額が、補助金の額と同額以上であること。

☐ 融資は無担保の融資であること。（補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）

☐ 融資は経営者保証を求めるものではないこと。

☐ 市内に事業所を有し、又は設置しようとする者であること。

☐ 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。

☐ 市税を滞納していないこと。（本市に納税義務がない場合は右にチェック☐）

☐ 藤井寺市暴力団排除条例の規定に抵触していないこと。

【③その他】

☐ 事業完了の日の属する会計年度の翌年度から起算した５年以内の間、毎会計年度終了後の３０日以内に、事業化収益状況報告書を提出すること。

☐ 国での事業採択が受けられない、あるいは市の予算要求が承認されない場合、（国からの助成を含む）市からの補助金は交付できませんので、あらかじめ留意すること。

【確認者】

所属名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第６号(第９条関係)

藤井寺市指令　第　　号

年　月　日

様

藤井寺市長　　印

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付決定（却下）通知書

年　月　日付けで申請のあった藤井寺市地域経済循環創造事業補助金については、下記のとおり下記のとおり交付決定（却下）する。

記

1　事業名

2　交付決定額　　金　　円

3　条件

(4　却下理由)

様式第７号（第１０条関係）

年　月　日

藤井寺市長　様

住　　所
事業者名
代表者名

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書

　　年　月　日付け藤井寺市指令　第　号により交付決定された藤井寺市地域経済循環創造事業補助金について、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１０条の規定により、　　年　月　日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

様式第８号（第１１条関係）

年　月　日

藤井寺市長 様

住　　所
事業者名
代表者名

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付申請取り下げ書

年　月　日付けで交付申請を行った藤井寺市地域経済循環創造事業補助金について、その申請を取り下げたく、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１ 申請を行った年月日
年　月　日

２ 申請を取り下げる事由

３ その他

様式第９号(第１２条関係)

年　　月　　日

藤井寺市長　様

住　　所
事業者名
代表者名

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日付け藤井寺市指令　第　　号で交付決定を受けた藤井寺市地域経済循環創造事業補助金について、その内容を変更したく、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１２条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1　変更内容

2　変更理由

3　添付書類
(1) 補助事業の内容の変更にあっては、次に掲げる書類
ア 変更後の補助事業の実施計画書
イ 工程表その他の変更後の補助事業の完了までのスケジュールが分かる書類
(2) 補助事業に要する経費の配分の変更にあっては、変更後の事業収支予算書
(3) 補助事業の承継にあっては、承継事業者に係る市税の滞納がないことを証する書類
(4) 融資額の減額にあっては、減額後の融資額を確認できる書類
(5) その他市長が必要と認める書類

様式第１０号（第１２条関係）

藤井寺市指令　第　　号
年　　月　　日

様

藤井寺市長　　印

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付変更承認・不承認決定通知書

年　　月　　日付けで申請がありました藤井寺市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請について、承認・不承認となりましたので、藤井寺市地域経済循環創造事業交付金交付要綱第１２条第２項の規定により通知します。

記

承認の条件又は不承認の理由

様式第１１号（第１３条関係）

年　月　日

藤井寺市長　様

住　所
事業者名
代表者名

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年　月　日付け藤井寺市指令　第　号で交付決定のあった藤井寺市地域経済循環創造事業補助金について、補助事業が完了したので、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助事業名

２　補助事業が完了した日
年　月　日

３　補助事業に要した経費
円

４　添付書類
(1)　事業報告書
(2)　収支決算書
(3)　契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
(4)　写真（事業の完了が確認できるように撮影したもの）
(5)　融資機関からの融資決定通知その他の融資額等を確認できる書類
(6)　第１０条第５号に規定する帳簿の写し
(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第１２号（第１４条関係）

藤井寺市指令　第　　号
年　　月　　日

様

藤井寺市長　　印

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金額確定通知書

年 月 日付け藤井寺市指令　第　　号で交付決定した　年度藤井寺市地域経済循環創造事業費補助金について、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１４条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

1　補助事業名

2　補助金交付決定額　　円

3　補助金確定額　　円

様式第１３号（第１４条関係）

藤井寺市指令　第　　号
年　月　日

様

藤井寺市長　　印

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書

年　月　日付け藤井寺市指令　第　　号で交付決定した藤井寺市地域経済循環創造事業補助金ついて、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1　補助金交付決定取消額　　円

2　取消理由

様式第１４号(第１４条関係)

藤井寺市指令　第　　号
年　　月　　日

様

藤井寺市長　　印

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年　　月　日付け藤井寺市指令市第　　号で交付決定した藤井寺市地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業に係る交付額については、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１４条第３項の規定により、金　　円の返還を命ずる。

様式第１５号(第１５条関係)

年　　月　　日

藤井寺市長　様

住　　所
事業者名
代表者名

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付（概算払）請求書

年　月　日付け藤井寺市指令市　第 号により交付決定された藤井寺市地域経済循環創造事業補助金について、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱１５条の規定に基づき、下記のとおり交付（概算払）を請求します。

記

1　請求金額　　円

2　内訳（概算払理由）

(円)

区　分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残　額	備　考
計					

3　振込先口座

金融機関名　支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

第１６号様式（第１７条関係）

年　　月　　日

藤井寺市長

補助事業者　所　在　地
団体の名称
代表者氏名　　印

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金消費税等仕入控除税額報告書

年　　月　　日付け藤井寺市指令　第　　号で交付決定通知があった藤井寺市地域経済循環創造事業について藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１７条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（交付要綱第９条による確定額）　　金　　円

２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額　　金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）　別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第１７号（第１７条関係）

年　　月　　日

藤井寺市長

住　　所
（法人等の場合は本店等所在地

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人等の場合は名称及び代表者氏名）

連 絡 先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金延滞金免除申請書

年　　月　　日付け藤井寺市指令　第　　号により返還命令のあった藤井寺市地域経済循環創造事業補助金について、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１７条第７項の規定により、下記のとおり補助金の返還に係る延滞金の免除を申請する。

記

免除申請額	金　　円
免除申請の理由	

様式第１８号（第１７条関係）

藤井寺市指令　第　　号
年　　月　　日

様

藤井寺市長　　印

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金延滞金免除承認通知書

年　　月　　日付けにて申請がありました、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金延滞金免除申請につきまして、下記の通り免除となりましたので、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１７条第８項の規定により通知致します。

記

承認の条件又は不承認の理由

様式第１９号(第１８条関係)

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理台帳

（単位：円）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

（注）1．対象となる取得財産等は、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１８条2項に定める処分制限額以上の財産とする。

2．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3．取得年月日は、検収年月日を記載すること

様式第２０号(第１８条関係)

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理明細表

（単位：円）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
施設整備費									
機械装置費									
備品費									
調査研究費									
合計									

（注）1．対象となる取得財産等は、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１９条２項に定める処分制限額以上の財産とする。

2．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第２１号（第１９条関係）

第　　号
年　月　日

藤井寺市長　様

住　　所
事業者名
代表者名

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

標記について、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１９条第３項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　補助対象事業の名称

2　総事業費

3　交付対象経費

4　処分する施設又は設備の名称

5　処分内容

6　処分する理由

※１　処分する施設又は設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。
※２　処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。

様式第２２号(第２０条関係)

年　　月　　日

藤井寺市長　様

住　　所
事業者名
代表者名

藤井寺市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

年　月　日付け藤井寺市指令　第　　号により交付決定された　　年度藤井寺市地域経済循環創造事業補助金について、藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第２０条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

交付確定額 (A)	補助事業に係る本年度収益額 (B)	控除額 (C)	本年度までの補助事業に係る支出額 (D)	基準納付額 (E)	前年度までの補助事業に係る国への累積納付額 (F)	本年度納付額 (G)	備考

（注）　1　「補助事業に係る本年度収益額：（B）」とは、補助事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。
なお、（B）が0又はマイナスの場合には、（C）、（D）、（E）、（G）の項目については、記載しないこと。

2　「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－交付確定額）をいう。
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。

3　「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。

4　「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「交付確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。（E＝（B－C）A／D）

5　「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額(以下「累積納付額」という。)：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

6　「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「交付確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「交付確定額：A」を超える場合には、「交付確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。（A＞E＋FならばG＝E 、A≦E＋FならばG＝A－F）

7　(B)補助事業に係る本年度の収益額（B）の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

8　総務省要綱第20条第3項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。